## 電気通信大学全学教育・学生支援機構規程

制定 平成22年3月19日規程第22号 最終改正 令和4年6月20日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき、電気通信大学(以下「本学」という。)に設置する全学教育・学生支援機構(以下「機構」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

- 第2条 機構は、本学が定める教育理念と目標に則り、本学における全学的な教育、学生支援、学生受入れ(以下「教育等」という。)に係る方針を企画、立案するとともに、教育等の改善・向上のための企画、実施及び支援を総合的に行うことを目的とする。 (機構長)
- 第3条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。
- 2 機構長は、機構の業務を総括する。

(副機構長)

第4条 機構に副機構長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

大学教育センター長

学生支援センター長

アドミッションセンター長

キャリア支援センター長

- 2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。 (運営委員会)
- 第5条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 全学的な教育、学生支援及び学生受入れの基本的方針に関すること。
  - (2) 教育の改善等の基本方針に関すること。
  - (3) 各センターの連絡調整に関すること。
  - (4) その他機構の運営に係る重要事項に関すること。
- 3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 情報理工学域長
  - (4) 情報理工学研究科長
  - (5) その他委員会が必要と認めた者
- 4 委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会に副委員長を置き、副機構長のうちから機構長が指名する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 9 前各項のほか、委員会の議事に関する事項は、委員会が定める。 (事務)
- 第6条 機構に関する事務は、学務部各課が共同して行う。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月21日規程第65号)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第136号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月20日規程第27号)

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 電気通信大学全学教育・学生支援機構運営委員会規程は、廃止する。